

# 横須賀市内の保育所等における台風接近等に伴う臨時休園措置のガイドライン

令和7年9月22日

## 1. 目的・位置づけ

台風や集中豪雨などにより保育所等に対して人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合、児童と保育従事者の生命と身体の安全を守るために、やむを得ず臨時休園とすべき場合がある。

このことを踏まえ、横須賀市福祉こども部（以下「本市」という。）においては、「横須賀市内の保育所等における台風接近等に伴う臨時休園措置のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定め、市内の保育所等が臨時休園措置を行う際の基準の明確化を図ることを目的とする。

なお、このガイドラインは、県内全市町村が参画する神奈川県保育対策協議会において検討した休園の判断基準を参考として策定したものである。

## 2. ガイドラインの対象となる施設

このガイドラインの対象となる施設は、公立・私立の認可保育所、認定こども園（2・3号認定）、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）とする。

## 3. 臨時休園の目安

### (1) 風水害

次のいずれかに当てはまる場合、又は、当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休園とする。

ア 気象庁から**特別警報**（大雨・暴風・高潮※・波浪※・大雪・暴風雪）が発令されているとき ※高潮・波浪特別警報により臨時休園となるのは、沿岸部のみ

イ **警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）**以上の避難情報が発令されているとき

ウ 河川氾濫・土砂災害など**登園することにより危険があるとき**

エ 交通手段の計画運休などにより**保育士が確保できないとき**

オ 通行止めなどにより**登退園できない状況が発生しているとき**

### 《参考》

| (注) 警戒レベル | 避難情報等       | 発令   |
|-----------|-------------|------|
| 5         | 緊急安全確保      | 市町村長 |
| 4         | 避難指示        | 市町村長 |
| 3         | 高齢者等避難      | 市町村長 |
| 2         | 大雨・洪水・高潮注意報 | 気象庁  |
| 1         | 早期注意情報      | 気象庁  |

(避難情報に関するガイドライン内閣府 R3.5 改定)

### (2) 地震・津波

次のいずれかに当てはまる場合、臨時休園を基本とする。

ア 横須賀市に**震度5強以上の地震**が発生したとき

イ 気象庁が**大津波警報、津波警報**を発表したとき

※横須賀市の津波予報区は、観音崎東端を境に「東京湾内湾」と「相模湾・三浦半島」に分かれる

※大津波警報・津波警報により臨時休園となるのは、沿岸部のみ

ウ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき

#### 4. 臨時休園を判断する主体

市全体の保育所等の臨時休園の判断は、本市が行うものとし、気象条件・管内の河川や地形の状況、防災担当からの情報、各施設の個別事情を総合的に勘案して決定する。

ただし、本市が臨時休園を決定しない場合であっても、各施設の個別の判断により、登園自粛を呼びかけることや休園することも可能とする。

なお、消防や警察、医療関係者、介護施設等など、災害時でも働く必要がある保護者もいることを踏まえ、各施設の個別の判断により、必要とされる保育従事者の勤務を確保できること、児童と保育従事者の安全を確保できることを条件として、例外的に規模を縮小して開園することも可能とする。

#### 5. 臨時休園の周知等のタイミング

臨時休園の決定は、原則として、遅くとも前日までに行うものとし、保育所等を通じて、保護者に周知する。

なお、保育中に決定した場合には、園児の安全確保を最優先とし周辺の被害状況等を十分に確認したうえで、保護者に対しできるだけ速やかなお迎えを依頼する。

#### 6. 臨時休園にあたっての対応

臨時休園にあたっては、以下の対応に努めること。

##### (1) 保護者への周知等

臨時休園とする目安を危機管理マニュアル等に位置付け、あらかじめ保護者に周知の上、説明しておくこと。

また、実際に臨時休園を行う際には、保護者の理解を得るよう努めること。

##### (2) 臨時休園する旨と緊急連絡先の掲示

施設の入口等の分かりやすい場所に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示すること。また、他に園ホームページ・SNS・メールなどにより、保護者に対して周知を図るよう努めること。

##### (3) 緊急事態への対応

緊急事態に対応するため、車等により責任者等が施設に駆け付けられる体制をとっておくこと。

##### (4) 本市への連絡

本市の決定によることなく、各施設の独自の判断により臨時休園とする場合、又は、本市は臨時休園と決定したが、例外的に開園する場合には、事前に本市に連絡すること。

#### 7. 報告

臨時休園の前後において、運営にあたり支障がある施設の破損、登園時における園児の事故、近隣における災害や事故を把握した場合は、速やかに本市に第一報を報告すること。

#### 8. 臨時休園を解除し保育を再開する目安

臨時休園の目安となった状況が解消され、施設運営に支障がないことが確認できた場合に再開する。